

教育・保育施設の利用定員の設定について

H29. 12. 22
子ども・子育て会議

1 所掌事務

羽村市子ども・子育て会議の所掌事務については、羽村市子ども・子育て会議条例第2条において「子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども及び子育て支援に関する施策の重要事項に関し調査審議する。」と定められています。

<子ども・子育て支援法>

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) **特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。**
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- (1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

2 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う。

【参考】認定区分

子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当する場合：教育標準時間認定
子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定
子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定
(第19条1項2号・3号に該当する場合：保育認定)

3 認可定員と利用定員

【認可定員】

- ・教育・保育施設の設置に当たり学校教育法、児童福祉法、認定こども園法により認可された定員

【利用定員】

- ・子ども・子育て支援法により確認時に設定する定員
- ・給付単価（委託費）の根拠

子ども・子育て支援新制度に係る認可・確認主体

給付種別	施設事業の類型	認可主体	確認主体
施設型給付	認定こども園 幼保連携型 幼稚園型 保育所型 地方裁量型 幼稚園 保育園	東京都	羽村市
地域型保育給付	小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	羽村市	

4 利用定員の考え方

- 各施設の認可定員の範囲内で利用定員を設定する。(認可定員が上限)

都道府県は、保育所の認可等を行う際には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、認可等の可否（需給調整の必要性の有無）を判断する。その際には、確認権者であり給付を行う市町村長と協議する。このような仕組みを通じ、認可制度と確認制度の間で整合が図られるようになっており、認可制度上の認可定員と確認制度上の利用定員は、一致するのが基本である。

- 実際の入所児童数が認可定員を下回る施設については、利用定員を認可定員よりも少ない人数で設定することが可能。その際、認可定員数の変更は不要。
- 施設型給付の対象施設のうち、保育園と認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園については、最低利用定員を設けない。（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。）
- 計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があることを踏まえ、1号（3歳～5歳）、2号（3歳～5歳）、3号（0歳と1・2歳の2区分）の区分で設定する。
- 保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定する。

5 平成30年4月利用定員設定施設

● 幼稚園

新制度（施設型給付）移行に伴う利用定員の設定

施設の名称	ルーテル羽村幼稚園			
所在地	羽村市羽東二丁目19番29号			
認可定員	3歳	4歳	5歳	合計
	35人	35人	35人	105人
利用定員	1号認定			合計
	3歳	4歳	5歳	
	20人	20人	20人	60人

■最近3か年の利用者数

(各年度5月1日現在)

年 度	3歳	4歳	5歳	合計
平成29年度	17人	20人	15人	52人
平成28年度	21人	17人	28人	66人
平成27年度	14人	29人	32人	75人

利用定員は、給付対象施設を確認する手続きの中で市区町村と事業者で意思統一を図りつつ市町村が設定します。恒常に定員未充足の場合は、適切な公定価格の単価が適用されるよう、現在の利用状況や今後の見込みなどを踏まえて認可定員の範囲内で認可定員と異なる利用定員を定めることが想定されています。認可定員を利用定員に合わせて減少させる変更手続を取る必要はありません。

認可定員の変更は、幼稚園（幼稚園型認定こども園の幼稚園部分も同じです。私立学校審議会の意見聴取）は認可権者への認可申請、それ以外は届出が必要です。利用定員の変更、増加は市町村への確認変更申請、減少は届出が必要です。